

高取町公式マスコットキャラクター「たかとりん」利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高取町公式マスコットキャラクター「たかとりん」(以下「キャラクター」という。)を利用する際に必要な事項を定め、もって高取町(以下「町」という。)のイメージを確立するとともに、観光資源の宣伝普及や、町の産業、文化・芸術、教育及びスポーツの振興等に寄与することを目的とする。

(利用に関する権利)

第2条 キャラクターのイラスト等の利用に関する一切の権利は、町に属する。

(利用の許可申請)

第3条 キャラクターを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、町長にあらかじめキャラクター利用許可申請書(様式第1号)を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、営利目的で無い場合は、省略可能とする。

- (1) 町が、その業務の目的で利用する場合
- (2) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合
- (3) その運営に対し町による補助を受けている団体が、その業務の目的で利用する場合
- (4) 町が後援又はキャラクターが出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合
- (5) 個人が利用する場合
- (6) その他許可の手続きを必要としないと町長が認めた場合

(利用許可の基準)

第4条 町長は、前条の利用許可申請があった場合において、その内容が適切と認めたときは、当該利用を許可するものとする。

2 町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は、その恐れがある場合
- (2) 町の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人等の売名に使用しようとする場合
- (5) 特定の政治及び思想の活動に使用しようとする場合
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (8) 社会通念上許可することが不適当と認められる場合
- (9) イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条

第1項第8号に規定する営業を行うものを除く。)に規定する営業を行う者。

(11) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者。

(12) その他町長が許可しないことが適切であると判断した場合

(利用の許可)

第5条 町長は、第3条の利用許可申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許可を行うことができる。なお、この場合、町長はイラスト等の利用方法その他について、必要に応じて条件を付することができる。

2 町長は、前項に規定する利用許可を行った場合は、キャラクター利用許可通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

3 利用許可の期間は、利用許可の日から最長3年間とする。

(利用の不許可)

第6条 町長は、第3条の利用許可申請を許可することが不適切と認めるときは、キャラクター利用不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(利用料)

第7条 キャラクターの利用料は無償とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分注意すること。

(2) 許可された用途のみに利用すること。

(3) キャラクターのデザイン、色、縦横との比率は、イラストのとおりとする。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。

(4) 利用許可を受けた権利を第三者に譲渡、転貸又は承継しないこと。

(5) 利用対象物に、【©2025 高取町】を明記すること。ただし、やむを得ない事情により記載が困難であると認められる場合は、この限りではない。

(許可内容の変更等)

第9条 第5条の規定により利用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可内容を変更しようとするときは、キャラクター利用内容変更許可申請書(様式第4号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請があった場合は第4条の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許可を行うことができる。

3 町長は、前項に規定する利用許可を行った場合は、キャラクター利用内容許可通知書(様式第5号)

により利用者へ通知するものとする。

- 4 町長は、前項に規定する利用許可を行った場合は、キャラクター利用内容不許可通知書（様式第6号）により利用者へ通知するものとする。

（利用許可の取消し）

第10条 町長は、当該利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。

- （1）第4条第2項のいずれかに該当するに至ったとき。
- （2）第8条の遵守事項に違反したとき。
- （3）偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 町長は、前項により許可を取り消した場合は、キャラクター利用許可取消書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。

3 前項の規定により許可を取り消された利用者は、利用許可取消しの日からイラスト等を使用することはできない。

4 町長は、許可を取り消された利用者に対して利用対象物等の回収を求めることができる。

5 前項に規定する利用対象物の回収等、利用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

6 町長は、前項に規定するもののほか、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

（損害賠償等）

第11条 利用者は、イラストなどの利用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に負担しなければならない。

2 町長は、前項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（情報の公開）

第12条 町長は、イラスト等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許可の状況及び利用許可の取消し状況について情報を公開することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。